



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
7月19日
第530号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県税規則の一部を改正する規則(税政課)	1
※滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)	1
○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)	2
○ 公 告	
緊急防災工事計画決定公告(耕地課)	2
公共測量実施公告(監理課)	3
落札者決定の公告(びわこポートレース局)	3
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(南部、東近江)	4
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 告 告	
土地改良事業計画変更認可公告(大津・南部)	4
○ 教 育 委 員 会 教 育 長 告 告	
令和7年度滋賀県立学校実習助手(農業・工業)採用選考試験実施公告(教職員課)	4
令和7年度滋賀県立学校寄宿舎指導員採用選考試験実施公告(教職員課)	6

規 則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第45号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項および第2項中「第11条の9第3項」を「第11条の10第3項」に改める。

別表1(21)の項中「第6条の2の2」を「第6条の2の3」に改め、同表1(22)の項中「第6条の2の3本文」を「第6条の2の4本文」に改め、同表1(23)の項中「第6条の2の3ただし書」を「第6条の2の4ただし書」に改める。

別記様式第2号の5の2中「第11条の9第3項」を「第11条の10第3項」に改める。

別記様式第2号の38注3中「6月」を「1年」に改める。

付 則

- この規則は、令和7年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第2号の5の2および別記様式第2号の38による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第46号

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県屋外広告物条例施行規則(昭和49年滋賀県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令」に、「特例省令」を「様式省令」に改める。

第22条第2号中「特例省令」を「様式省令」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第247号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第248号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
サポートデ イジー	草津市渋川二 丁目7番28号	株式会社デイジー 代表取締役 大坪由 香	草津市矢橋町 649番地9	訪問介護	2570601407	令和6.8.1

公 告

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営神戸溜地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))に係る緊急防災工事計画を令和6年7月1日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営神戸溜地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))緊急防災工事計画書の写

し

- 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課および米原市まち整備部農政課
- 縦覧期間 令和6年7月19日から令和6年8月19日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年9月3日までに審査請求をすることができる。

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営宮池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))に係る緊急防災工事計画を令和6年7月12日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営宮池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))緊急防災工事計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および野洲市環境経済部農林水産課
- 縦覧期間 令和6年7月19日から令和6年8月19日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年9月3日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 大津市坂本五丁目
- 作業の期間 令和6年7月22日から令和6年9月30日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 甲賀市水口町伴中山
- 作業の期間 令和6年7月15日から令和7年3月31日まで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和6年度ポートレースびわこ公式YouTubeチャンネルライブ配信業務 一式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこポートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 落札者を決定した日 令和6年5月10日(金)
- 落札者の氏名および住所 株式会社日刊スポーツNEWS 代表取締役 高田誠 東京都中央区築地三丁目5番10号
- 落札金額 160,378,900円
- 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年4月5日(金)

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第4号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年7月19日

滋賀県南部環境事務所長 卯田 隆

- 指定する区域の所在地 次を示す土地の一部の区域
草津市野路東一丁目字サブ山2362番5
- 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 水銀およびその化合物、鉛およびその化合物
- 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県東近江環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年7月19日

滋賀県東近江環境事務所長 浦山 重雄

- 指定する区域の所在地 次を示す土地の一部の区域
蒲生郡日野町大字蓮花寺字東山1488番
- 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告

土地改良事業計画変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、野洲川下流土地改良区の維持管理事業計画の変更は、令和6年7月12日に認可した。

なお、この処分取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができる。

令和6年7月19日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野 正徳

教育委員会教育長公告

令和7年度滋賀県立学校実習助手(農業・工業)採用選考試験実施公告

令和7年度滋賀県立学校実習助手(農業・工業)採用選考試験を次のとおり行います。

令和6年7月19日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

- 採用予定職種および人員 実習助手(農業・工業) 4人程度
- 受験資格
 - 昭和40年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
 - 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務条件等

(1) 採用の時期 令和7年4月1日

(2) 勤務先 滋賀県立学校(専門学科または総合学科を有する高等学校)

(3) 職務内容 専門学科(農業、工業)または総合学科の実験、実習等における教諭の職務の補助

(4) 給与等

ア 給料(教職調整額、義務教育等教員特別手当および地域手当を含む。)は、高等学校卒業の者で月額207,040円で、経験その他に応じて一定の額が加算されます。その他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます(令和6年4月1日現在の額であり変更することがあります。)

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考方法

(1) 日時

ア 教養試験および小論文試験 令和6年10月19日(土)

イ 面接試験 令和6年10月19日(土)または10月20日(日)

(2) 場所 滋賀県庁北新館5階会議室(大津市京町四丁目1番1号)

(3) 方法 高等学校卒業程度の内容で、次の方法により行います。

ア 教養試験 一般教養に関する択一式の問題

イ 小論文試験 与えられたテーマに関する論述問題

ウ 面接試験 個人面接

(4) 結果発表 令和6年11月下旬までに受験者宛て通知するとともに、合格者は令和7年度実習助手採用候補者名簿に登載します。合格者を対象に健康診断(令和7年1月9日(木)および10日(金)のうちいずれか1日を指定して実施予定)および採用内定者研修会(令和7年1月11日(土)実施予定)を行います。

(5) 携行品

ア 受験票(送付された受験票に履歴書に貼ったものと同一の写真を貼り、試験当日必ず持参してください。)

イ 筆記用具

5 受験手続および受付期間

(1) 出願書類の請求 出願書類は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードすることができますが、郵送で請求する場合は、封筒の表に「実習助手出願書類請求」と朱書し、返信用封筒(長形3号12cm×23.5cmの封筒に94円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封のうえ、滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)まで請求してください。

(2) 出願方法 出願者は、持参または郵送により、5(3)の出願書類各1通を受付期間内に提出してください。なお、出願後、出願書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに文書で教職員課へその旨を届け出てください。

ア 持参の場合 滋賀県教育委員会事務局教職員課(県庁新館5階)で受け付けます。

イ 郵送の場合 角形2号(24cm×33.2cm)の封筒を用意し、表左下に「志願書在中 実習助手」と朱書してください。必ず簡易書留により送付してください。

宛先 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係

(3) 出願書類

ア 志願書(所定用紙)

イ 履歴書(所定用紙に最近3か月以内に撮影した写真を貼ったもの)

ウ 最終学校成績証明書(在学中の者は、既得の単位数および成績についての証明書)

エ 最終学校の卒業(修了)証明書(在学中の者は、卒業(修了)見込証明書)

オ 日本郵便 通常はがき 1枚(料金85円のもの。切手不可。)

※ 表面に郵便番号、住所および氏名を記入してください。

※ なお、このはがきは受験票となるので、返送された後に、履歴書に貼ったものと同一の写真を貼ってください。受験票が令和6年10月15日(火)までに到着しない場合は、滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係(電話 077-528-4532)に連絡してください。

(4) 提出先 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係

(5) 受付期間 令和6年9月9日(月)から令和6年9月24日(火)までの午前9時から午後5時まで受け付けます。

ただし、土曜日、日曜日および祝日は閉庁しているので受け付けません。

なお、郵送の場合は、令和6年9月24日(火)必着のものに限り受け付けます。

6 その他

- (1) 受験資格を欠いていることが判明したときは、採用に係る資格を取り消すものとします。
- (2) 身体等に障害のある方で、試験場等において配慮を希望される方は、受付期間中に滋賀県教育委員会事務局教職員課まで連絡してください。
- (3) 選考日時および場所は受験票に記載します。
- (4) 選考場所への自家用車の乗り入れは禁止します。
- (5) 自然災害等の影響のため選考日時等を変更せざるを得ない場合は、滋賀県教育委員会ウェブページへの掲載により連絡します。
- (6) 問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4532

令和7年度滋賀県立学校寄宿舎指導員採用選考試験実施公告

令和7年度滋賀県立学校寄宿舎指導員採用選考試験を次のとおり行います。

令和6年7月19日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

1 採用予定職種および人員 寄宿舎指導員 3人程度

2 受験資格

- (1) 昭和40年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務条件等

- (1) 採用の時期 令和7年4月1日
- (2) 勤務先 滋賀内の寄宿舎が設置されている特別支援学校
- (3) 職務内容 特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童または生徒の日常生活上の世話および生活指導に従事します(宿直勤務あり)。
- (4) 給与等
 - ア 給料(教職調整額、義務教育等教員特別手当および地域手当を含む。)は、高等学校卒業の者で月額207,040円で、経験その他に応じて一定の額が加算されます。その他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます(令和6年4月1日現在の額であり変更することがあります)。
 - イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考方法

- (1) 日時
 - ア 教養試験および小論文試験 令和6年10月19日(土)
 - イ 面接試験 令和6年10月19日(土)または10月20日(日)
- (2) 場所 滋賀県庁北新館5階会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- (3) 方法 高等学校卒業程度の内容で、次の方法により行います。
 - ア 教養試験 一般教養に関する択一式の問題
 - イ 小論文試験 与えられたテーマに関する論述問題
 - ウ 面接試験 個人面接
- (4) 結果発表 令和6年11月下旬までに受験者宛て通知するとともに、合格者は令和7年度寄宿舎指導員採用候補者名簿に登載します。合格者を対象に健康診断(令和7年1月9日(木)および10日(金)のうちいずれか1日を指定して実施予定)および採用内定者研修会(令和7年1月11日(土)実施予定)を行います。
- (5) 携行品
 - ア 受験票(送付された受験票に履歴書に貼ったものと同一の写真を貼り、試験当日必ず持参してください。)
 - イ 筆記用具

5 受験手続および受付期間

(1) 出願書類の請求 出願書類は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードすることができますが、郵送で請求する場合は、封筒の表に「寄宿舍指導員出願書類請求」と朱書し、返信用封筒(長形3号12cm×23.5cmの封筒に94円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封のうえ、滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)まで請求してください。

(2) 出願方法 出願者は、持参または郵送により、5(3)の出願書類各1通を受付期間内に提出してください。なお、出願後、出願書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに文書で教職員課へその旨を届け出てください。

ア 持参の場合 滋賀県教育委員会事務局教職員課(県庁新館5階)で受け付けます。

イ 郵送の場合 角形2号(24cm×33.2cm)の封筒を用意し、表左下に「志願書在中 寄宿舍指導員」と朱書してください。必ず簡易書留により送付してください。

宛先 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係

(3) 出願書類

ア 志願書(所定用紙)

イ 履歴書(所定用紙に最近3か月以内に撮影した写真を貼ったもの)

ウ 最終学校成績証明書(在学中の者は、既得の単位数および成績についての証明書)

エ 最終学校の卒業(修了)証明書(在学中の者は、卒業(修了)見込証明書)

オ 日本郵便 通常はがき 1枚(料金85円のもの。切手不可。)

※ 表面に郵便番号、住所および氏名を記入してください。

※ なお、このはがきは受験票となるので、返送された後に、履歴書に貼ったものと同一の写真を貼ってください。受験票が令和6年10月15日(火)までに到着しない場合は、滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係(電話 077-528-4532)に連絡してください。

(4) 提出先 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係

(5) 受付期間 令和6年9月9日(月)から令和6年9月24日(火)までの午前9時から午後5時まで受け付けます。

ただし、土曜日、日曜日および祝日は閉庁しているので受け付けません。

なお、郵送の場合は、令和6年9月24日(火)必着のものに限り受け付けます。

6 その他

(1) 受験資格を欠いていることが判明したときは、採用に係る資格を取り消すものとします。

(2) 身体等に障害のある方で、試験場等において配慮を希望される方は、受付期間中に滋賀県教育委員会事務局教職員課まで連絡してください。

(3) 選考日時および場所は受験票に記載します。

(4) 選考場所への自家用車の乗り入れは禁止します。

(5) 自然災害等の影響のため選考日時等を変更せざるを得ない場合は、滋賀県教育委員会ウェブページへの掲載により連絡します。

(6) 問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4532

